



# 鳥取県公報

平成 24 年 6 月 29 日 (金)  
号外第 60 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則 (47) (青少年・家庭課) . . . . . 3
	鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する 規則 (48) (子育て応援課) . . . . . 6
	鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (49) (医療政策課) . . . 9
◇ 公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3) (交通企画課) . . . . . 13
	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (4) (警備第一課) . . . . . 16

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

児童福祉施設に入所している児童等の扶養義務者等が支払うべき徴収金の額の算定において使用する所得税額の計算方法について、平成22年の税制改正による年少扶養控除等の廃止の影響が生じないよう所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 徴収金の額の算定に使用する所得税額は、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用して算出した額とする。
- (2) 所得税額等申告書に添付する書類を所得証明書その他の福祉保健部長が定める書類に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年7月1日とする。

## ◇鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の扶養義務者等が医療機関に支払うべき負担金の額の算定において使用する所得税額の計算方法について、平成22年の税制改正による年少扶養控除等の廃止の影響が生じないよう所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 負担金の額の算定に使用する所得税額は、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用して算出した額とする。
- (2) 市町村民税を課税される保護者が医療の給付の申請を行うときに提出しなければならない書類を、所得の額及び所得税額を証する書類（現行 納税証明書又は源泉徴収票）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

医師海外留学資金貸付金の貸付対象に研修期間が2月の海外留学に必要な資金を加える。

## 2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を誓約書を提出した者に限り、2月（現行 6月）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第47号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この規則において「<u>所得税額</u>」とは、被措置者等又は扶養義務者の所得について、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用して算出される所得税の額（所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。）をいう。</u></p> <p>7 この規則において「<u>市町村民税の所得割額</u>」とは、被措置者等又は扶養義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該減免前の額とする。）をいう。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この規則において「<u>所得税額等</u>」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された所得税の額をいい、所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>

10 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	略	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）		別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）		別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
4 母子保健法第20条第1項の措置		別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2及び3 略

(所得税額等の申告)

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助

9 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	略	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）		別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）		別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
4 母子保健法第20条第1項の措置		別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2及び3 略

(所得税額等の申告)

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助

<p>産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、<u>基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等</u>を所得税額等申告書(様式第1号)により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">所得税額等申告書</p> <p style="text-align: center;">職氏名 様</p> <p>鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、<u>基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等</u>について次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申告者 住所 氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>注1～3 略</p> <p>4 <u>所得、税額、控除額及び減免額を証する書類</u>として福祉保健部長が別に定めるものを添付すること。</p>	<p>産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、<u>所得税額等</u>を所得税額等申告書(様式第1号)により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">所得税額等申告書</p> <p style="text-align: center;">職氏名 様</p> <p>鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、<u>所得税額等</u>について次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申告者 住所 氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p>注1～3 略</p> <p>4 <u>税額、控除額及び減免額を確認することのできる書類</u>を添付すること。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以降に行う同規則第2条第1項に規定する施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた同項に規定する施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第48号**

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次  
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基準年分の所得税額 <u>医療の給付を受ける月の属する年の前年（医療の給付を受ける月が1月から6月までの場合にあつては、その前々年。以下「基準年」という。）の所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（同法第78条第1項の規定による控除（同条第2項第1号に規定する寄附金並びに同項第2号及び第3号に規定する寄附金であつて地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定するものについて行われるものに限る。）を受ける前の額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば控除されることとなる額を控除した額とする。）について所得税法（第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定を除く。）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第41条第1項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項の規定を除く。）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により算出される所得税の額をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(負担命令)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基準年分の所得税額 <u>被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月までに行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第78条第1項の規定による控除（当該控除に係る寄附金が同条第2項第1号に該当するものであるとき、又は同項第2号若しくは第3号に該当するものであるとき（当該寄附金が地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に該当するものであるときに限る。）に行われる控除に限る。）又は所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで若しくは租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項若しくは第2項、第41条の19の4第1項若しくは第2項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額）をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(負担命令)</p> <p>第3条 略</p>

- 2 略
- 3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。
  - (1) 生計中心者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合
  - (2) 生計中心者の基準年度分の市町村民税が非課税（地方税法第323条の規定による免除を含む。次条第1項第2号において同じ。）である場合
  - (3) 略

（負担金の決定資料の提出）

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第3項第1号に該当する場合 生計中心者が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書
- (2) 前条第3項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 生計中心者の基準年度分の市町村民税が非課税である旨の市町村長の発行した証明書
- (3) 前2号に該当しない場合 生計中心者の基準年の所得の額及び基準年分の所得税額を証する書類

2 略

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金	
	入院	外来
生計中心者の <u>基準年分の所得税額がない</u> 場合	略	

- 2 略
- 3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。
  - (1) 被措置者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯の世帯員である場合
  - (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税（地方税法第323条の規定による免除を含む。次条第1項第2号において同じ。）である場合
  - (3) 略

（負担金の決定資料の提出）

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

- (1) 前条第3項第1号に該当する場合 被措置者等が、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の世帯員であることを証する市町村長の発行した証明書
- (2) 前条第3項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である旨の市町村長の発行した証明書
- (3) 被措置者等の基準年分の所得税が非課税である場合（前2号に該当する場合を除く。） 被措置者等の基準年分の所得税が非課税である旨の税務署長又は雇用者の発行した証明書
- (4) 前3号に該当しない場合 被措置者等の基準年分の所得税に係る税務署長の発行した納税証明書又は雇用者の発行した給与所得の源泉徴収票

2 略

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金	
	入院	外来
生計中心者の <u>基準年の所得税額が非課税</u> の場合	略	

生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が5,000円以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が5,000円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が5,001円以上15,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が5,001円以上15,000円 以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が15,001円以上40,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が15,001円以上40,000 円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が40,001円以上70,000円 以下の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が40,001円以上70,000 円以下の場合
生計中心者の <u>基準年分</u> の所得 税額が70,001円以上の場合	生計中心者の <u>基準年</u> の所得 税額が70,001円以上の場合

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う医療の給付の措置に要する費用の負担命令について適用し、同日前に行われた医療の給付の措置に要する費用の負担命令については、なお従前の例による。



鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第49号**

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、6月 <u>（県内において1年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者にあつては、2月）</u> 以上24月以内でなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(貸付金の返還)</p> <p>第12条 借受者は、<u>留学における研修終了後知事が指定する県内の病院（以下「指定病院」という。）において常勤医師（指定病院が定める勤務時間の全てを勤務する医師であつて、1週間当たり32時間以上勤務するものをいう。以下同じ。）としての勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸付期間の2倍に相当する期間（その期間が1年に満たないときは1年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときはその期間を加算した期間とする。）を経過する日の属する月の翌月から貸付金の貸付期間に相当する期間（第14条第1項の規定により履行を猶予された場合にあつては、猶予された期間を加算した期間）内に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</u></p>	<p>(貸付金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、6月以上24月以内とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(貸付金の返還)</p> <p>第12条 借受者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第10条第1項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。</u></p> <p>(2) <u>留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師（当該病院において定める医師の勤務</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月（第14条第1項の規定により履行を猶予された場合にあっては、猶予された期間を加算した期間）以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときは、その期間を加算した期間）以内に指定病院において常勤医師としての勤務を開始しなかったとき。

(3) 勤務開始日から前項の規定により貸付金の返還を開始する月の前月の末日までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間を除く。）、指定病院において常勤医師としての業務に従事しなかったとき。

(4) 勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催しなかったとき。

(5) 貸付金の返還を終えるまでの間に医師免許を取り消され、又は専門医資格を失ったとき。

3 第1項の規定による病院の指定は、借受者ごとに行うものとする。この場合において、知事は、借受者及び指定しようとする病院の管理者の意見を聴くものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予

時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事しなかったとき。

(3) 勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催しなかったとき。

(4) 医師免許を取り消されたとき。

(5) 専門医資格を失ったとき。

2 前項第2号の規定による病院の指定は、借受者ごとに行うものとし、知事は、借受者及び指定しようとする病院の管理者の意見を聴くものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予

することができる。

(1) 指定病院において医師の業務に従事していた者であつて、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該指定病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア～ウ 略

(2)～(5) 略

2及び3 略

様式第6号(第11条関係)

収入

印紙

鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書

職 氏 名 様

借用金額 金 円也

( 年 月から 年 月まで 月分)

私は、借受者として、上記の額の貸付金の貸付けを受けました。

ついては、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

借 受 者 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

私は、 が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保 証 人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

することができる。

(1) 第1条の知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事していた者であつて、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア～ウ 略

(2)～(5) 略

2及び3 略

様式第6号(第11条関係)

収入

印紙

鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書

職 氏 名 様

借用金額 金 円也

私は、借受者として、上記の額の貸付金の貸付けを受けました。

ついては、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

借 受 者 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

私は、 が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保 証 人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p><u>(ア) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合</u></p> <p><u>(イ) 16歳以上の運転者が6歳未満の者（以下「幼児」という。）1人を幼児用座席（幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。）に乗車させる場合</u></p> <p><u>(ウ) 16歳以上の運転者が2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車（以下「幼児2人同乗用自転車」という。）の幼児用座席に幼児1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合</u></p> <p><u>(エ) 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合</u></p> <p><u>(オ) 16歳以上の運転者が運転者以外の者を乗車させるための乗車装置（幼児用座席を除く。）を有する3輪の自転車（その乗車装置を設けるための特別の構造を有するものに限る。）にその乗車装置に応じた人員以下の者（幼児にあつては、16歳以上の者との同乗に限る。）に乗車させる場合</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(軽車両の積載制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 16歳以上の運転者は、ア及びイの規定にかか</p>

<p>(2)～(4) 略</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる<u>書類として副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2) <u>安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する書類又は次条第2項の規定による認定通知書の写し</u></p> <p>(3) <u>副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明する書類、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する書類又は次条第2項の規定による認定通知書の写し</u></p> <p>(4) 略</p> <p>別記様式第4号(第10条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<p><u>ならず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところにより6歳未満の者(以下「幼児」という。)を乗車させることができる。</u></p> <p>(ア) <u>幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席(幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。)を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。)を除く2輪又は3輪の自転車を運転する場合 1人(ひも等で確実に背負う4歳未満のもの又は幼児用座席に乗車させるものに限る。)</u></p> <p>(イ) <u>幼児二人同乗用自転車を運転する場合 2人(ひも等で確実に背負う4歳未満のもの(1人に限る。))又は幼児用座席に乗車させるものに限る。)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる<u>書類のうち副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の提出を要しない。</u></p> <p>(1) <u>安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書の写し)又は運転免許証、健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2) <u>安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第2項の規定による認定通知書の写し</u></p> <p>(3) <u>副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第2項の規定による認定通知書の写し</u></p> <p>(4) 略</p> <p>別記様式第4号(第10条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
---	---

<p>注1 略</p> <p>2 届出書には次の書類を添付してください。</p> <p>(1) <u>戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は健康保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>注1 略</p> <p>2 届出書には次の書類を添付してください。</p> <p>(1) <u>戸籍抄本若しくは住民票の写し(外国人の場合は「外国人登録証明書の写し」)</u>又は<u>運転免許証の写し、健康保険の被保険者証等若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
---	---

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2及び別記様式第4号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

**鳥取県公安委員会規則第4号**

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警備第1課) 第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第2課の所掌に属するものを除く。）。 ア～エ 略</p> <p><u>オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪</u></p> <p><u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国際テロ対策室においては、第1項第2号（同項第4号<u>キ</u>に係るものに限る。）及び第4号<u>キ</u>に掲げる事務を処理する。</p>	<p>(警備第1課) 第33条 警備第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備第2課の所掌に属するものを除く。）。 ア～エ 略 <u>オ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪</u></p> <p><u>カ</u> 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪</p> <p><u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国際テロ対策室においては、第1項第2号（同項第4号<u>ク</u>に係るものに限る。）及び第4号<u>ク</u>に掲げる事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。